

埼玉県地域防災活動活性化事業補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 県は、自主防災組織等の地域における防災活動の活性化を図るため、県内市町村が実施する事業に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、自主防災組織等の地域における防災活動の活性化に資する事業で、次に掲げる事業とする。

(1) 若い世代を対象とした防災講座等支援事業

市町村が実施する若い世代を対象に含む防災講座等の実施支援に関する事業

(2) 地区防災計画策定支援事業

市町村が実施する地区防災計画策定の支援に関する事業

(3) 訓練・研修等支援事業

市町村が実施する防災資機材を使用した訓練・研修等の実施支援に関する事業

(4) 防災に関する資格取得支援事業

市町村が実施する防災士等の防災に関する資格取得支援に関する事業

(5) 地域防災の新たな取組実施事業

市町村が実施する地域防災における新たな課題への対応に関する事業

(補助対象団体)

第3条 補助の対象となる団体は、前条に定める事業を実施する県内市町村とする。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、次のとおりとする。ただし、これらの経費のうち他の財政支援制度等により歳入がある分は補助対象外とする。

(1) 若い世代を対象とした防災講座等支援事業

市町村が実施する若い世代を対象に含む防災講座等の実施支援に要する経費のうち市町村が負担する経費（報償費、需用費、会場費等）

(2) 地区防災計画策定支援事業

市町村が実施する地区防災計画の策定支援に要する経費のうち市町村が負担する経費（報償費、需用費、会場費、委託費、補助費等）

(3) 訓練・研修等支援事業

市町村が実施する防災資機材を使用した訓練・研修等の実施支援に要する経費のうち市町村が負担する経費（新規に設立された自主防災組織に限る。）（報償費、需用費、会場費、補助費等）

(4) 防災に関する資格取得支援事業

市町村が実施する防災士等の防災に関する資格取得支援に要する経費のうち市町村が負担する経費（報償費、需用費、会場費、補助費等）

(5) 地域防災の新たな取組実施事業

市町村が実施する地域防災における新たな課題への対応に関する事業に要する経費のうち市町村が負担する経費（報償費、需用費、委託費、補助費等）

（補助率及び補助上限額等）

第5条 対象経費に対する補助率及び補助上限額は次のとおりとする。なお、補助額は千円単位とする。

(1) 若い世代を対象とした防災講座等支援事業

補助率 2分の1以内 補助上限額 1講座 30千円

(2) 地区防災計画策定支援事業

補助率 2分の1以内 補助上限額 1市町村 120千円

(3) 訓練・研修等支援事業

補助率 2分の1以内 補助上限額 1市町村 65千円

(4) 防災に関する資格取得支援事業

補助率 3分の1以内 補助上限額 1市町村 100千円

(5) 地域防災の新たな取組実施事業

補助率 2分の1以内 補助上限額 1件 100千円

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする市町村（以下「補助事業者」という。）は、交付申請書を定める期限までに知事に提出しなければならない。なお、その期限は、毎会計年度ごとに定め、通知するものとする。

2 規則第4条第1項の規定に基づく交付申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

（交付決定）

第7条 知事は、前条の規定により交付申請書の提出があったときは、事業内容の審査を行い、補助金の交付を適当と認める場合は補助金の交付を決定するとともに、補助事業者に対して、交付決定通知書を交付する。

2 規則第7条の規定に基づく交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(事業内容の変更等の承認申請等)

第8条 規則第6条の規定に基づいて知事の付した条件に従い、知事の承認を得ようとする場合は、様式第3号の変更(中止・廃止)承認申請書を知事に提出しなければならない。

2 規則第6条第1項第1号に規定する知事が定める軽微な変更は、補助対象事業の重要な部分に関するもの以外の変更とする。

3 知事は、第1項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、申請内容を承認する場合には、様式第4号の変更(中止・廃止)承認通知書により補助事業者に通知するものとする。

(状況報告)

第9条 補助事業者は、知事から要求があったときは、事業の遂行の状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助対象事業の完了(補助対象事業の中止又は廃止の場合を含む。)後30日以内、又は当該補助金の交付の決定に係る会計年度終了の日のいずれか早い日までに、実績報告書と関係書類を知事に提出しなければならない。

2 規則第13条に基づく実績報告書の様式は、様式第5号のとおりとする。

(補助金の額の確定)

第11条 知事は、前条の規定により実績報告書の提出があったときは、規則及び予算の定めるところに従い、補助金の交付を適当と認める場合は補助金の額を確定するとともに、補助事業者に対して、交付額確定通知書を交付する。

2 規則第14条に基づく交付額確定通知書の様式は、様式第6号のとおりとする。

(補助金の請求方法)

第12条 補助事業者は、補助金の支払いを受けようとする場合は、前条の通知書を受領後、速やかに様式第7号の請求書を知事に提出するものとする。

(処分制限財産の指定等)

第13条 規則第19条第2号に規定する知事の定めるものは、事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具とする。

2 規則第19条ただし書きに規定する知事が定める期間(財産処分制限期間)は、事業完了後5年とする。

3 補助事業者は、規則第19条の規定に基づき、補助対象事業により取得した財産の処分について承認を受けようとする場合は、様式第8号の申請書を

知事に提出しなければならない。

(書類の整備等)

第14条 補助事業者は、当該補助対象事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助対象事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(暴力団排除に関する誓約)

第15条 補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (5) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、第三者と委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方が（1）から（4）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (6) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、（1）から（4）までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合（（5）に該当する場合を除く。）に、埼玉県が法人等に対して当該委託契約等の解除を求め、法人等がこれに従わなかったと認められるとき。

所在地：

事業者名：

代表者職・氏名：

様式第1号（第6条関係）

年度埼玉県地域防災活動活性化事業補助金交付申請書

第 年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

住所

〇〇市町村 市町村長名

埼玉県地域防災活動活性化事業補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 補助事業の目的

2 申請額 金 円

内訳

（1）若い世代を対象とした防災講座等支援事業 円

（2）地区防災計画策定支援事業 円

（3）訓練・研修等支援事業 円

（4）防災に関する資格取得支援事業 円

（5）地域防災の新たな取組実施事業 円

※（5）に係る費用を申請する場合は、関係書類として別紙3を添付すること

3 関係書類

（1）事業計画書（別紙1）

（2）補助申請額調書（別紙2）

（3）地域防災の新たな取組説明書（別紙3）

（4）その他参考となる資料

様式第2号（第7条関係）

年度埼玉県地域防災活動活性化事業補助金交付決定通知書

危機第 号
年 月 日

市町村長 様

埼玉県知事

年 月 日付け 第 号で申請のあった埼玉県地域防災活動活性化事業補助金については、下記のとおり交付する。

記

1 交付金額 金 円

内訳

- | | |
|------------------------|---|
| （1）若い世代を対象とした防災講座等支援事業 | 円 |
| （2）地区防災計画策定支援事業 | 円 |
| （3）訓練・研修等支援事業 | 円 |
| （4）防災に関する資格取得支援事業 | 円 |
| （5）地域防災の新たな取組実施事業 | 円 |

2 支払方法 精算払

3 交付の条件

- （1） 事業内容の変更（軽微な変更は除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- （2） 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- （3） 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- （4） 事業の効果を検証し、評価を行うこと。

様式第3号（第8条関係）

年度埼玉県地域防災活動活性化事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書

第 号
年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

住所

〇〇市町村 市町村長名

年 月 日付け危機第 号で補助金の交付決定を受けた
年度埼玉県地域防災活動活性化事業補助金について、下記のとおり変更（中
止・廃止）をしたいので、埼玉県地域防災活動活性化事業補助金交付要綱第8
条の規定により申請します。

記

区 分	変 更 ・ 中 止 ・ 廃 止
1 変更等の内容 （変更の場合は変更前後 を対照させるほか、具体的 に記述すること。）	
2 変更等の理由	
3 備 考	

※変更後の事業計画書及び所要額調書をあわせて提出すること

様式第4号（第8条関係）

年度埼玉県地域防災活動活性化事業補助金変更（中止・廃止）承認通知書

危機第 号
年 月 日

市町村長 様

埼玉県知事

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度埼玉県地域防災活動活性化事業補助金変更（中止・廃止）承認申請については、下記のとおり承認する。

記

1 交付金額（支払方法：精算払）

変更前 金 円

内訳

- | | |
|------------------------|---|
| （1）若い世代を対象とした防災講座等支援事業 | 円 |
| （2）地区防災計画策定支援事業 | 円 |
| （3）訓練・研修等支援事業 | 円 |
| （4）防災に関する資格取得支援事業 | 円 |
| （5）地域防災の新たな取組実施事業 | 円 |

変更後 金 円

内訳

- | | |
|------------------------|---|
| （1）若い世代を対象とした防災講座等支援事業 | 円 |
| （2）地区防災計画策定支援事業 | 円 |
| （3）訓練・研修等支援事業 | 円 |
| （4）防災に関する資格取得支援事業 | 円 |
| （5）地域防災の新たな取組実施事業 | 円 |

2 交付の条件

- （1）事業内容の変更（軽微な変更は除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- （2）事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- （3）事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- （4）事業の効果を検証し、評価を行うこと。

様式第5号（第10条関係）

令和5年度埼玉県地域防災活動活性化事業補助金実績報告書

第 号
令和6年 月 日

（宛先）

埼玉県知事 大野 元裕様

住所

〇〇市町村 市町村長名

年 月 日付け危機第 号で補助金の交付決定を受けた令和5年度埼玉県地域防災活動活性化事業補助金に係る事業実績について、補助金等の交付手続等に関する規則第13条の規定により、次の関係書類を添えて報告します。

記

1 実績額 金 円

（内訳）

（1）若い世代を対象とした防災講座等支援事業

円

（2）地区防災計画策定支援事業

円

（3）訓練・研修等支援事業

円

（4）防災に関する資格取得支援事業

円

（5）地域防災の新たな取組実施事業

円

2 関係資料

（1）事業実施報告書（別紙4）

（2）所要額精算書（別紙5）

（3）その他、参考となる資料

様式第6号（第11条関係）

年度埼玉県地域防災活動活性化事業補助金交付額確定通知書

危機第 号
年 月 日

市町村長 様

埼玉県知事

年 月 日付け危機第 号で交付決定した 年度埼玉県地域防災活動活性化事業補助金については、補助金等の交付手続等に関する規則第14条の規定に基づき、年 月 日付け 第 号で提出のあった事業実績報告書等により、交付額を下記のとおり確定したので通知する。

記

確 定 額 金 円

内訳

- | | |
|------------------------|---|
| （1）若い世代を対象とした防災講座等支援事業 | 円 |
| （2）地区防災計画策定支援事業 | 円 |
| （3）訓練・研修等支援事業 | 円 |
| （4）防災に関する資格取得支援事業 | 円 |
| （5）地域防災の新たな取組実施事業 | 円 |

様式第7号（第12条関係）

年度埼玉県地域防災活動活性化事業補助金交付請求書

第 年 月 日

(宛先)
埼玉県知事

住所
〇〇市町村 市町村長名

年 月 日付け危機第 号で補助金の確定を受けた 年
度埼玉県地域防災活動活性化事業補助金について、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 金 円

2 振込先口座

※債権者コード _____

金融機関名 _____

支店名 _____

口座の種類 普通 ・ 当座 ・ その他 _____

口座番号 _____

口座名義 _____

口座名義（フリガナ） _____

※ 債権者登録をしている場合は債権者コードを、債権者登録をしていない場合は振込先口座を記載すること。

様式第8号（第13条関係）

埼玉県地域防災活動活性化事業補助金に係る財産処分承認申請書

第 年 月 日 号

（宛先）
埼玉県知事

住所
〇〇市町村 市町村長名

年度埼玉県地域防災活動活性化事業補助金で取得した財産を下記のとおり処分したいので、補助金等の交付手続等に関する規則第19条の規定により承認されるよう申請します。

記

- 1 補助金額 金 円
内訳
 - （1）若い世代を対象とした防災講座等支援事業 円
 - （2）地区防災計画策定支援事業 円
 - （3）訓練・研修等支援事業 円
 - （4）防災に関する資格取得支援事業 円
 - （5）地域防災の新たな取組実施事業 円
- 2 処分する財産
- 3 処分の内容
- 4 処分の理由
- 5 処分後の措置

所要額調書

交付申請額 0 円

(円単位)

1. 若い世代を対象とした防災講座等支援事業 (補助率1/2、上限30千円/講座)										
事業名称	総経費	内、補助対象経費							交付申請 基礎額	備考
		総計	報償費	消耗品費	印刷製本費	会場借上料	その他費目 ()	内、一般 財源分		
		0							0	
		0							0	
		0							0	
項目別交付申請額									0	

2. 地区防災計画策定支援事業 (補助率1/2、上限120千円/市町村)										
事業名称	総経費	内、補助対象経費							交付申請 基礎額	備考
		総計	報償費	消耗品費	印刷製本費	委託料	補助金	その他費目 ()		
		0							0	
		0							0	
		0							0	
項目別交付申請額									0	

3. 訓練・研修等支援事業 (補助率1/2、上限65千円/市町村)										
事業名称	総経費	内、補助対象経費							交付申請 基礎額	備考
		総計	報償費	消耗品費	印刷製本費	会場借上料	補助金	その他費目 ()		
		0							0	
		0							0	
		0							0	
項目別交付申請額									0	

4. 防災に関する資格取得支援事業 (補助率1/3、上限100千円/市町村)										
事業名称	総経費	内、補助対象経費							交付申請 基礎額	備考
		総計	報償費	消耗品費	印刷製本費	会場借上料	補助金	その他費目 ()		
		0							0	
		0							0	
		0							0	
項目別交付申請額									0	

5. 地域防災の新たな取組実施事業 (補助率1/2、上限100千円/件)										
事業名称	総経費	内、補助対象経費							交付申請 基礎額	備考
		総計	報償費	消耗品費	印刷製本費	委託料	補助金	その他費目 ()		
		0							0	
		0							0	
		0							0	
項目別交付申請額									0	

(別紙3)

地域防災の新たな取組説明書

地域防災の新たな課題に対応するため、以下の取組事業を実施する。

取組事業名	地域防災上の新たな課題	取組事業の概要	取組事業実施により期待される効果

※適宜、行を追加すること

所要額精算書

実績額 0円

(円単位)

1. 若い世代を対象とした防災講座等支援事業 (補助率1/2、上限30千円/講座)										
事業名称	総経費	内、補助対象経費							実績額 基礎額	備考
		総計	報償費	消耗品費	印刷製本費	会場借上料	その他費目 ()	内、一般 財源分		
		0							0	
		0							0	
		0							0	
項目別実績額									0	

2. 地区防災計画策定支援事業 (補助率1/2、上限120千円/市町村)											
事業名称	総経費	内、補助対象経費								実績額 基礎額	備考
		総計	報償費	消耗品費	印刷製本費	委託料	補助金	その他費目 ()	内、一般 財源分		
		0								0	
		0								0	
		0								0	
項目別実績額										0	

3. 訓練・研修等支援事業 (補助率1/2、上限65千円/市町村)											
事業名称	総経費	内、補助対象経費								実績額 基礎額	備考
		総計	報償費	消耗品費	印刷製本費	会場借上料	補助金	その他費目 ()	内、一般 財源分		
		0								0	
		0								0	
		0								0	
項目別実績額										0	

4. 防災に関する資格取得支援事業 (補助率1/3、上限100千円/市町村)											
事業名称	総経費	内、補助対象経費								実績額 基礎額	備考
		総計	報償費	消耗品費	印刷製本費	会場借上料	補助金	その他費目 ()	内、一般 財源分		
		0								0	
		0								0	
		0								0	
項目別実績額										0	

5. 地域防災の新たな取組実施事業 (補助率1/2、上限100千円/件)											
事業名称	総経費	内、補助対象経費								実績額 基礎額	備考
		総計	報償費	消耗品費	印刷製本費	委託料	補助金	その他費目 ()	内、一般 財源分		
		0								0	
		0								0	
		0								0	
項目別実績額										0	